**平成２６年（フ）第１９６２号**
札幌市東区北42条東１丁目３番５―202号
債務者　池田　千尋（旧姓永坂）
1　決定年月日時　平成27年２月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上岡由紀子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月19日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２７年（フ）第１４５号**
札幌市南区真駒内南町４丁目１番１―403号
債務者　尾崎　行彦
1　決定年月日時　平成27年２月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　裕輝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月20日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第３００号**
長崎県長崎市田中町4629番地４
債務者　樋口利枝子
1　決定年月日時　平成27年２月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯田　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月22日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２６年（フ）第４０２号**
仙台市宮城野区田子２丁目30番15号
債務者　高橋　里沙（旧姓水野）
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２６年（フ）第７６０号**
仙台市泉区加茂２丁目８番地の７
債務者　佐々木エンコ
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２７年（フ）第３９号**
仙台市泉区南光台南３丁目16番３号　南３丁目ハイツ203、従前の住所仙台市青葉区上愛子字北内19番地の３　ウエストアネシス壱番館101
債務者　藤岡　純也
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２７年（フ）第９号**
秋田市八橋鰄沼町５番14号　エステートけやき102
債務者　藤原　　勉
1　決定年月日時　平成27年２月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
秋田地方裁判所民事第２部

**平成２６年（フ）第２１９号**
茨城県土浦市木田余西台13番15号
債務者　野村　幸子
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２６年（フ）第２３６号**
茨城県つくば市花畑１丁目５番地７　サンライフ関Ｂ棟201号
債務者　髙田　力丸
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２６年（フ）第２３７号**
茨城県つくば市花畑１丁目５番地７　サンライフ関Ｂ棟201号
債務者　髙田加代子
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２７年（フ）第１号**
茨城県土浦市神立中央１丁目16番30号　神立中央ハイツ102
債務者　坂本　浩治
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２７年（フ）第２６号**
茨城県つくば市松代４丁目21番地２　シャレール松代１棟305号
債務者　安田　幸枝
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２７年（フ）第１４号**
茨城県稲敷市江戸崎甲2321番地１
債務者　早坂　春香
1　決定年月日時　平成27年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

**平成２６年（フ）第２５８号**
茨城県常総市内守谷町4481番地13
債務者　菊地　貞夫
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
水戸地方裁判所下妻支部

**平成２６年（フ）第２５９号**
茨城県常総市内守谷町4481番地13
債務者　菊地　行江
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
水戸地方裁判所下妻支部

**平成２７年（フ）第５号**
茨城県筑西市鍋山546番地
債務者　堀江　貴行
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
水戸地方裁判所下妻支部

**平成２７年（フ）第８号**
茨城県古河市北町８番49号　北町ハイツ202号
債務者　知久　秋雄
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
水戸地方裁判所下妻支部